

入 札 公 告

令和5年度福島県立美術館受付等業務の委託契約に係る条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和5年3月3日

福島県立美術館長 長根 由里子

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 令和5年度福島県立美術館受付等業務 一式
- (2) 業務の仕様等 入札書及び仕様書による
- (3) 履 行 期 間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 履 行 場 所 福島県立美術館

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に関する必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 福島県が実施した入札及び見積合わせにおいて、契約相手方に決定した後、契約を辞退する等の事由により契約を締結しなかった者で、その事実があった後2年を経過しない者
 - イ 福島県との契約において、業務を適正に履行しなかった者で、その事実の後2年を経過しない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続き開始の申立てをしている者、若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てをしている者、若しくは申立てをなされている者でないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員の統制のもとにない者であること。
- (6) 福島県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 本公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同種類別の業務について過去5年間のうちに履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- (8) 県北管内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

- (9) 本件業務を履行するに当たり、受付監視業務の総括主任又は副主任としての経験を2年以上有する者を業務主任者（常設1名、企画1名）として配置できる者であること。
- (10) 本件業務を履行するに当たり、従事者の研修体制が整備されている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の条件付一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(5)から(10)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

(1) 提出期間

令和5年3月3日（金）から同年3月15日（水）の午前9時から午後5時まで
（土曜日、日曜日及び3月6日（月）を除く）

(2) 提出場所

郵便番号 960-8003 福島県福島市森合字西養山1番地
福島県立美術館 総務課
電話番号 024-531-5511

(3) 提出方法

郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便により行うものとし、令和5年3月15日（水）午後5時まで必着とする。

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札及び開札の日時及び場所

日時 令和5年3月22日（水）午後1時
場所 福島県立美術館 会議室（福島県福島市森合字西養山1番地）

(2) その他

郵送による入札は認めない。

(3) 問い合わせ先

3の(2)に掲げる場所に同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、その見積もる入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に要求される事項

開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県立美術館長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和5年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

9 その他

(1) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者（同額の場合はくじ引きにより先順位となった者）を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。
問い合わせ先

福島県立美術館 総務課

電話番号 024-531-5511

ファクシミリ 024-531-0447

電子メール artmuseum@pref.fukushima.lg.jp